

—学校と家庭がいっしょに「子供の安全安心」を守りましょう—
危機対応マニュアル～家庭での対応～R. 6. 4. 1 版 富士宮第二中学校

1 台風等により富士宮市に暴風（雪）警報・大雨特別警報が出された時
〈登校前〉 ※NHK の報道を参照

- ☐ 6:30 の時点で「暴風(雪)警報」「大雨特別警報」が発令中の場合 →

自宅待機

☐ 12:00(正午)以前に「暴風(雪)警報」「大雨特別警報」が解除された場合 →

登校

☐ 12:00(正午)の時点で「暴風(雪)警報」「大雨特別警報」が解除されない場合 →

休校

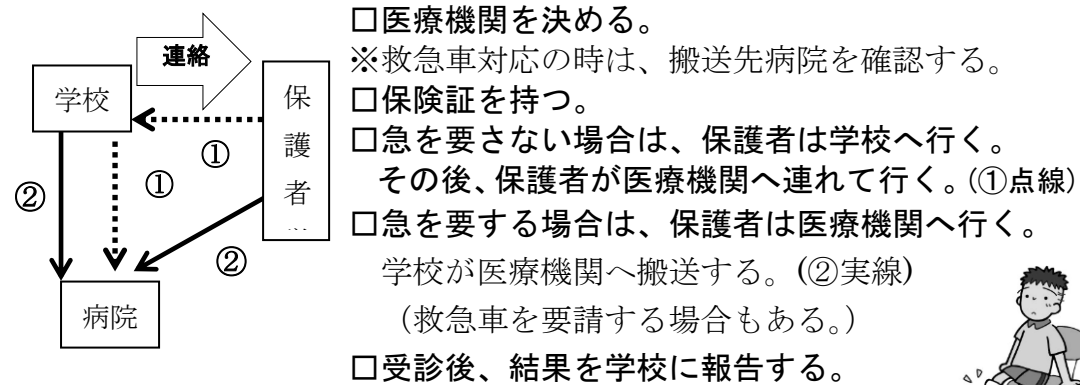
 ※その他の警報(大雨・洪水等)でも、地域の状況により登校が危険と判断される場合は、保護者の判断により自宅待機させてください。(学校に連絡をお願いします。)
〈在校中〉
☐ 午前中は原則として学校にとどめる。
☐ 16:00 を過ぎてても下校できない場合は、一斉メールまたは、電話で迎えを依頼する。

○「大雨警報」発令時は、河川・用水路等の水量が増し、大変危険です。
それらに近付かないようご指導ください。

○その他、気象状況により学校が危険と判断した場合は、休校や自宅待機、学校留め置きとなる場合があります。(対応については、メール配信等でお知らせします。)

③ 学校でケガをした時・病気になった時

- ☐学校から保護者に連絡が入る。(ケガ・病気の具合を確認する。)



4 校外学習中にケガをした時・病気になった時

- 学校(担任)から連絡が入る。
(ケガや病気の具合、状況を確認する。今後の対応について確認する。)
※基本的には、**③**の場合と同様
※現地が遠距離で、迎えに駆けつけることが難しい場合は、学校と連絡を取り、対応してください。

7 危険動物の出没・校区での事件発生など

- *登下校時に危険があると思われる時は、学校より一斉メールまたは電話連絡する。指示に従って行動する。

富士宮警察署 23-0110
富士宮駅前交番 27-2308

富士宮市立富士宮第二中学校
電話 27-7369 FAX 22-1538

2 地震の時



令和元年5月より、南海トラフ沿いで観測される異常な現象を評価して発表される「南海トラフ地震臨時情報」の運用が開始されました。南海トラフ地震臨時情報は、想定震源域内で大規模地震や地殻変動など異常な現象が観測され、南海トラフ地震の発生可能性が、通常と比べ高まったと評価された場合、気象庁から発表される情報です。

	南海トラフ地震臨時情報				地震発生
発表	○「調査中」発表時	○「巨大地震警戒」発表時	○「巨大地震注意」発表時	○「調査終了」発表時	震度5強以上
対応	☐ 原則として平常の活動を継続 ・在校時は引き渡し準備	☒ 原則として休校 ・在校時は引き渡し開始 ・下校できない児童生徒は留め置き		☐ 原則として平常の活動に戻る	☒ 原則として休校 ・在校時は引き渡し開始（安全確認後） ・下校できない児童生徒は留め置き
	《登下校》	○状況によって、メールにて保護者にお迎えをお願いすることがあります。			
	○地震発生時は、揺れがおさまるまで安全な場所で身を守る。家（学校）に急いで避難する。 ○登下校時の安全確保のため、ブロック塀等危険な場所を子供と確認しておいてください。				
留意点	★対応については、県からの情報により変わることがあります。その場合、学校からメール配信等で連絡します。 ○引き渡しについては、徒歩で引き取りに来てください。来られないときは代理人をお願いしてください。				

⑤ 不審者が出没した時 防犯ブザーの携帯を！



学校へ侵入	登下校時に出没	不審者情報
*安全確保 ※下校が危険な時や子供に動揺がある時は連絡し、引き渡しを行います。	☐大声で助けを求め、近くの家に避難、警察 23-0110 へ連絡を依頼する。(時間、場所、状況) ☐学校へ連絡する。 ※動揺がおさまってから登校させてください。	*一斉メールまたは、電話で連絡、安全確保の依頼 ※危険がある場合は、集団下校、引き渡し等の対応を判断し連絡します。

8 感染性疾患の疑いがある時

学校での発症 * 学校から連絡がある。 * 学校へ迎えに行く。 * 医療機関で受診する。	家庭での発症 * 発症の疑いがある場合は登校させず、医療機関で受診する。
口診断結果を学校へ報告する。 ※インフルエンザの場合（市内の医療機関のみ） 医療機関で「インフルエンザ罹患証明書」をもらう。発症日からの「体温記録表」を作成する。 発症後5日、かつ、解熱後2日経過後、罹患証明書に必要事項を記入し登校時に提出する。 ※新型コロナウイルス感染症の診断を受けた場合、検査キットで陽性が確認された場合 <u>医療機関受診後速やかに学校に状況を報告する。自宅が発症日からの「体温記録表」を作成する。</u> <u>発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過したら、第15号様式の-3「出席停止解除にかかわる証明書」に必要事項を記入し、登校時に提出する。</u> ※その他の感染性疾病の場合くこれまでどおり> 「出席停止通知書」「出席停止解除にかかる証明書」を学校から受け取る。 医師から出席停止解除の指示を受けたら証明書を持って登校する。	

6 交通事故の発生した時

- ☐保護者は現場に急行する。

 - *状況に応じて救急車要請・応急処置
 - *警察(学)校へ連絡
 - *けが人に同行

※学校職員による現場確認に協力してください。
(時刻、場所、状況などを学校へ連絡する)



9 富士山噴火警報が発令された場合

- 情報収集に努め、指示に従って避難する。
*状況により、下校、または引き渡しを行う。
□第2次・3次避難対象エリアの地区は、別紙「富士山噴火の時」により避難する。

10 ミサイル発射に伴うＪアラートが発令された場合

- 速やかな避難行動
- 正確かつ迅速な情報収集
- メッセージが流れたら落ち着いて、
直ちに行動してください。
- (屋外にいる場合)
- できる限り頑丈な建物や地下に避難する。
- (建物がない場合)
- 物陰に身を隠すか、地面に伏せて頭部を守る。
- (屋内にいる場合)
- 窓から離れるか、窓のない部屋に移動する。

11 停電が発生している場合

- 原則として休校
 在校中の場合は、状況により下校、または引き渡しを行う。